



Title	近世銀座の研究
Author(s)	田谷, 博吉
Citation	大阪大学, 1965, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/29048
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【1】

氏名・(本籍)	田 谷 博 吉 た や ひろ きち
学位の種類	経 済 学 博 士
学位記番号	第 7 7 3 号
学位授与の日付	昭 和 4 0 年 8 月 2 日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	近 世 銀 座 の 研 究
論文審査委員	(主査) 教 授 宮 本 又 次
	(副査) 教 授 傍 島 省 三 教 授 高 田 馨

論 文 内 容 の 要 旨

銀座は、慶長6年(1601)以来御用達町人の一団に対して特許されていた江戸幕府の銀貨製造役所であったが、その実態は不明であり、「銀座通り」に、わずかにその名をとどめるに過ぎなかった。銀座の研究が、日本近世史ないしは貨幣史において、一つの大きな盲点をなしていたことの反映である。そこで、本論文においては、銀座の根本史料に依拠して、銀座に特許されていた銀貨製造事業の実態や銀座経営史における変遷を追求することとしたが、それと同時に、銀座で製造した銀貨、とくに丁銀・小玉銀を中心に江戸時代の金銀貨製造発行史を明らかにして、もって近世日本貨幣史の研究を一段と前進せしめることをめざした。

さて銀座は、(1)諸国灰吹銀を買上げて、丁銀・小玉銀に吹立て、この吹立高から買灰吹代と吹方入用の両者を差引いた銀座利潤から、銀座運上を上納した残分を取得して、座人達に座分配当すること(自家営業方式)を認められると共に、(2)公領の銀山上納灰吹銀を幕府から預かって丁銀・小玉銀に吹立て、この吹立高から製造費としての分一銀を差引き、残余を上納すること(御用達方式)により、近世的銀幣制の樹立に貢献した。ところで銀座で製造した丁銀・小玉銀は、匁をもって目方遣いする秤量貨幣であって、銀座内に一局をもっていた大黒常是が、これを500匁単位に包封したが、その20包み、すなわち10貫目箱は、銀遣いの関西における大取引に用いられ、あるいはまた貢納銀として用いられたのであった。なお金1両=銀50匁の相場ならば、10貫目箱は金200両に相当していた。

しかるに、17世紀のなかば頃から、わが国銀座産の減退するにつれて、銀座は漸次自家営業の利益を失い、座人達の生活は困難なものとなった。元禄8年(1695)に始まった金銀貨改鑄は、金・銀座にとっては干天の慈雨であったが、ことに銀座は、その後も引続き、四ツ宝銀にいたるまで4度の改鑄をなさしめることに成功した。しかもその都度、勘定所役人に請託して分一銀を引上げさせ、莫大な分一銀の配分によって生活する不健全な町人と化した。

正徳4年(1714)新井白石の建議による銀座人肅正と、それに続く幕府貨幣政策の転換すなわち正徳・享保期新銀の鑄造に伴う吹高減少によって、銀座人は再び窮迫した。けだし、前代に最も多く鑄造され、世上に流通していた四ツ宝銀は、その品位20%であって、慶長の昔に復した正徳・享保銀の品位は80%であったから、四ツ宝銀4貫目を回収しても、新銀1貫目しか造れなかった。銀吹立高の減少による銀座人および常足の困窮は自明の理であった。もっとも、將軍吉宗は、世上の貨幣不足、金融逼迫を救うため、元文元年(1736)に再び劣位の金銀貨に復せしめたから、銀座は、これによって一時的の再興をみた。

明和・安永の幣制改革によって世に出た南鐮二朱銀は注目すべき貨幣であった。すなわち、これまでの丁銀を吹抜いて南鐮(上銀)となし、しかもその2.7匁で造った角がたの銀貨を金貨の単位である二朱(1兩=4分, 1分=4朱)として通用せしめたもの、すなわち「金代り通用の銀」であって、後の一朱銀や天保一分銀は、この系統の貨幣であった。幕府が、この改革を行なった理由は、これまでの丁銀が多く大阪の両替屋の穴蔵に預けられていて、世上では銀手形や諸国の銀札が行なわれているのに鑑み、この丁銀を活用して、小判に対する小額貨幣となし、もって増大する小額貨幣需要に込めしめたものであろう。幕府は銀座をして、この銀貨を大量に鑄造せしめたが、それによって丁銀が全く不要に帰したわけではなかった。けだし丁銀は、依然として関西の銀目遣いや金銀相場成立の基礎となっている重要な貨幣であったからである。

ところで銀座は、元文の改鑄によって莫大なお蔭を蒙ったが、その頃の銀座年寄達の経営がよろしきを得なかったから、南鐮二朱銀の鑄造に際してうけた利益も、幕府に対する滞銀の返済とはならず、寛政12年(1800)に一大肅正を加えられた。これまでの史家は、鑄造上の悪事は金・銀座には付き物であるという先入観から、この肅正もまた銀座人の悪事によるものであったと解しているが、事実は幕府に対する滞銀の累積、銀座年寄達の不取締りによるものであった。すなわち寛政改革の一環であって、当時の御勝手掛老中は、松平定信の遺法をつたえている松平信明であった。とにかく、この改正によって座人数は改正前の51人から15人に減ぜられ、江戸の銀吹所大黒長左衛門は追放となった。また長崎銀座は廃止せられ、江戸銀座の蠣殻町移転を見るなど、銀座人の心胆を寒からしめた「銀座御改正」であった。なお江戸大黒長左衛門の追放によって、その本家筋にあたる京都の大黒作右衛門が江戸に召出されたから、以後京都銀座における銀貨の鑄造は停止となった。

なお注意すべきは、この改正によって、銀座の自家営業が取り上げられたことである。その代り、座人は、幕府から生活の資として手当を給せられることとなったが、自家営業の取り上げは御用達町人としての銀座の終末を意味するものであった。ただし、銀貨鑄造費としての分一銀は、大いに削減されながらも、なお与えられていた。ゆえに文政期に、幕府は小額の金・銀貨を濫鑄して大御所時代の財政を支え、また天保一分銀の鑄造利益は、天保改革期における重要な財源となっていたが、銀座分一銀は、銀座改正以来、減額される一方であった。天保14年(1843)8月、老中水野忠邦による金・銀貨のいっせい吹止めの史実は、史家の見おとしていっているところであるが、悪貨鑄造→物価騰貴→町人奢侈が、そもそも天保改革の趣旨と相反すると見たからであろう。のみならず、金銀貨の改鑄は、少しも幕府の財政的基礎を強固にするものではなかった。この月18日に、江戸・大坂附近上げ知令が発せられているのである。

幕末開港後における安政・万延期の改鑄に際しては、金・銀座は幕府の手足となって働いたに過ぎなかった。安政6年(1859)8月ごろから激しくなった金貨濫出の史実は、すでに国民常識となっているが、当時における日本の金銀比価については、史家によって、その計算がまちまちである。しかし、天保小判一枚の規定の量目は3.0匁、規定の品位は56.77% ($\frac{44}{77.5}=0.5677$) であった。これに対して、天保一分銀一枚の目方は2.3匁であり、しかもその品位は花降銀(上銀の最上なるもの)であったから、小判の差銀と全く同じものであった。いま当時の日本の金銀比価を x で表わすと、

$$\frac{3.0\text{匁} \times 0.5677 + 3.0\text{匁} \times 0.4323 \times x}{2.3\text{匁} \times 4} = x \quad x = \frac{1}{4.63}$$

となり、金1匁が銀4.63匁と同価値であったことがわかる。

なお開港後、洋銀に対して両替さるべき日本の一分銀鑄造能力を増大せしめようとする英国その他のからの要請により、幕府は慶応2年(1866)の改税約書において、「金銀吹立所を盛大にせん事」(to enlarge the Japanese Mint) を約したが、それを実行すること、すなわち自由造幣局の設立は、金・銀座の廃止を意味するものであった。

論文の審査結果の要旨

—

戦後における社会経済史学の研究動向が、農村史——藩政史——商品流通史とテーマをかえて行くなかで、貨幣流通史や信用制度史の研究が見られるようになった。筆者はすではやく、昭和23年に「明和・安永の幣制改革」(「法と経済」104号)と題する研究をだされて以来、近世の上方における「銀づかい」経済の核心にせまる銀座に研究の焦点を合わされた論文をあいついで、「社会経済史学」「日本歴史」「大阪府立大学紀要」その他に十数篇発表されたのであった。本論文は、これら既発表の論文を基本にして一書とされたものであり、「御用留便覧」(52冊)、「銀座書留」(5冊)、「銀座掛御用留」(20冊)などの銀座に関する根本史料を丹念に分析されており、戦後における日本貨幣史研究の貴重な文献であると言える。

本書の章別構成は次のようになっている。

第1章 近世初期の銀座

第2章 大黒常是の職掌

第3章 元禄・宝永期の銀座

第4章 対州渡し人参往古銀

第5章 近世中期の銀座

第6章 寛政12年の銀座改正

第7章 近世末期の銀座

次に、各章の要点を簡単に紹介する。

二

(1) まず第一章において、筆者は、銀座というのは、もともと官営の貨幣鑄造所であったのではな

く、慶長6年5月、徳川家康により御用達町人として取り立てられた町人の一団によって組織されていたものとする。そして、慶長6年5月にまず伏見銀座が開設されてから、駿府銀座・京都銀座・江戸銀座・大阪銀座が引き続いて設けられるに至った事情を明らかにされる。次いで、初期銀座史料である末吉家文書「銀座初り之次第諸事定書」により、家康から銀座取立ての上意をうけた末吉勘兵衛・後藤庄右衛門（後藤庄三郎）および銀座当初の10人の頭役について詳しく述べている。また、初期銀座人である勘定役・平役についても説き及んでいる。

さらに、初期銀座経営の仕法について、これを「自営業方式」と「御用達方式」とにわけ、両方式の差異を明示されている。筆者によると、前者は、「世上の灰吹銀ならびに私領の銀山産出灰吹銀を買上げて、これら買灰吹銀を吹元とする銀吹立高から、買灰吹代と吹方諸入用の両者から成っていた銀座雑用を差引き、その残余としての銀座利潤から、銀座運上を上納」（本書、38ページ）するという方法によるものであった。後者は、「公領の銀山上納灰吹銀即ち公儀灰吹銀からの吹立てに当っては、初期銀座は吹方諸入用としての分一銀、即ち吹立高の3%を与えられたに過ぎず、その余はすべて幕府に上納」（同ページ）する方式によっていた。このように、銀座が主体的に灰吹銀を買入れて、丁銀や小玉銀をつくり、運上銀を上納する方法と、これとは別に、幕府（御金蔵）から預った灰吹銀で銀貨をつくり、吹立高の3%を銀座の収入とするにすぎぬ方法とにわけ、しかも銀座の経営はこれらの「2つから成る複合的なものであった」（同ページ）と規定されたのは、筆者の訓見と言うことができよう。さらに、銀座利潤・銀座運上・座分配当などについて詳説され、とくに座分配当に関する史料は筆者がはじめて世に紹介されたもので（53～9ページ）、配当のパーセンテージも出されている。

銀座のなかで、特殊な性格をもっていた長崎の銀座についても新しい見解が提示されており、「長崎の銀座は、銀貨を鑄造するために設けた役所ではなかった。京都銀座から銀見役を派遣して、異国船が持帰る貨物代銀を改めさせ、鑄貨材料となるべき灰吹銀を持帰らぬよう監視せしめるという特殊な目的のために設けたものであった」（61～2ページ）と説いている。

(2) 第2章では、まず、銀吹所の大黒常是が家康から銀吹役・銀改役の特権が与えられたのは、従来慶長3年とされてきた通説に対して、異論がだされ、それは慶長6年以後だという考え方を実証的に明示している。その考証に関連して、大黒常是の詳細にわたる家系が表示されている（93～7ページ）。

次いで、丁銀・小玉銀の鑄造過程に立ち入り、銀吹方（鑄造）の手続を図解し、その過程を取組み・吹立て（湯入・極印打ち・丁銀鈍し）・糺吹き・仕上げの4つの工程にわかち、解題を加えている。なかでも、取組みに関し、灰吹銀のなかに含まれている正銀、すなわち上銀を求めるときの方程式をだし、「定法1・1」（109ページ）という数値を取り出し、その後も、改鑄のさいの純分率を算出する場合に活用されていることは注目に値する。

さらに、丁銀・小玉銀の包封（包方）に関し、いわゆる「常是包み」には500目を単位とした「500目包み」と、43匁（銀1枚）を単位とした「枚包み」とがあり、前者は20個（包み）をもって、10貫目箱に箱封させ、そのまま幕府の支払に供させたとする。包み方の手続・包銀の様式・包極め料についても詳しい記述が見られる。

(3) 第3章においては、はじめて幕府が行なった慶長金銀の改鑄、すなわち元禄の改鑄について、丹念な考証を試み、その結果、改鑄の理由は、要するに、「金銀貨の品位を改め、その益金によって幕府財政をうるおすと共に、市場流通数量の増加をも図ろうとしていた」(153ページ) ことにあるとする。さらに、銀座出高の減退や、長崎を通ずる金銀流出の実情にも説き及んでいる。また、元禄期の通貨不足を生ぜしめた原因として、当時全国的市場の成立期にあったことも関連させて考えている。(158～9ページ)。

元禄5年8月、銀座年寄の伊丹七兵衛、末吉孫九郎・糸屋清五郎・小南理兵衛の4名が連署して、銀の改鑄につき勘定奉行に提出した建議の全文が引用され(162～4ページ)、金座の場合と同様に、銀座についても、銀座出の減退、分一銀の減少、座人達の渡世困難という線で割切って考えることは事実と反するとする。その理由は、銀座の利潤が御用達方式による分一銀の収入よりも、自営業方式による収益に大きく依存していたからだとする。

さらに、元禄・宝永期の改鑄の状況について、これを始行・換始・停廢・規定の量目・規定の品位・鑄造高の項目にわけて表示する。(170ページ)。表示にあたり、羽田正見「貨幣通考」および「貨幣略上」に付せられた「金銀幣通覽表」(「海舟全集」所収)が援用され、筆者は、「今日の貨幣史家は、江戸時代金銀の品位について論ずるとき、つねに甲賀宣政博士徳川氏貨幣一覽表(「造幣局沿革誌」所収)において示された分析結果によっている。しかし、現代の分析結果をもとにして、江戸時代の金銀流通史を論ずることは筋ちがいであろう」(170ページ)という鋭い見解を示されている。これは当然、前記の「定法1・1」という数値の再発見につながる結論的な意見というべきであろう。

改鑄益金の確保が大きな目的であった元禄・宝永の改鑄により、どの程度の出目がもたらされたのであろうか。この点について、本書では、これを鑄造高・分一銀率・銀座収入・出目の4項目にわかって表示しているのも貴重な収穫だといえよう(193ページ)。相次ぐ改鑄により、出目とならんで、銀座収入も増大し、銀座年寄たちは分限を顧みぬ奢侈をきわめ、それは新興町人の三井家の資本蓄積の過程などとは対照的なものであったとする。そして、正徳4年5月、銀座の手入れが行なわれ、新井白石の建策にもとづき、新金銀の時代に入るに至ったことを明らかにする。

銀座人が、慶長以来うけた御用達町人としての待遇にも論及し、「銀座人や金座後藤のごときは、扶持は受けずとも、それぞれに特許された事業利益で十分に立っていける御用達町人であった」(198ページ)と説いている。だが、銀座人の華々しい登場にもかかわらず、寛文の頃から、漸次凋落の兆しが現われはじめ、前記のように、元禄・宝永の改鑄で一時豪奢をきわめることになったが、彼らの生活基盤も、結局、権力者の交替・幕政の転換・通貨政策の推移とともに大きな変化をうけることになった。そして、「封建的権力に寄生して、公儀御用にのみ生きる格式高い大町人達が凋落しつつあるとき、他方では、三井や鴻池のごとき新興町人は、商品貨幣経済の発展に際し、その機構のなかから、自力を以て着実に成長しつつあった」(219ページ) 点に筆者は着目している。

(4) 第4章では、対馬藩が行なっていた朝鮮貿易、とくに薬用朝鮮人参のわが国への輸入にあたり、その代銀とし用いられた特鑄銀(往古銀)を取りあげている。なかでも、宝永・正徳期の人参代往古銀の歴史は、元禄期から正徳期に至る銀改鑄の側面史をなすものであり、さらに元文期における人参代往古銀の鑄造は、元文期の貨幣改鑄の性格を究明するうえでも問題であり、延享・寛延・宝暦

の各期における銀座の不振を考えるにあたって、間接照明の役目を果たすのだと考えている。

また、特鑄銀に関するこの一章は、近世の日鮮経済交流史研究の前進にも意味をもっているものといえよう。

(5) 第5章においては、幣制復古を目的とした正徳・享保期の幣制改革を取りあげ、良質貨幣の転換により、吹立高は減少し、旧貨の回収高よりも少なくなるという状態を跡づけている。こうした有様であったので、銀座・常是の困窮は甚だしく、その結果、「銀座町人のかっての豪富からの転落は、じつにはげしいものがあった」(280ページ)という。そして、彼らが「いかに落魄していたかは、三井高房の「町人考見録」に見えている通りである。高房は、「此節座中一軒もよろしく暮申者は相見不申」と述べ(同ページ)ていると説いている。このようなとき、享保15年8月5日、銀座の御為替引掛けが実現されたが、それは銀座側が「銀座困窮時取続きの一助にもしようとして願い出たものであった」(同ページ)とする。

ついで、元文の改鑄に及び、それは「やはり正徳・享保金銀の品位引下げ、数量増加によって、世上の金銀不足を緩和することを目的としていた」(286ページ)とする。そして、元文期の鑄造高についても、「銀座書留」を典拠に表示し(290ページ)、それは元禄期以降の改鑄の中で最高を記録したことを明らかにしている。

さらに、明和・安永の幣制改革に立ち入り、まず創鑄された明和5匁銀の手本となったものは、「佐渡新印銀」であるとなし、それは「金造いの江戸においても通用しうる銀貨として考案され」たものであるが、「田舎筋にあっては、銭の代りとして用いられ」、さらに「小判一両に対する小額貨幣たらしめることをめざしていた」(以上、302ページ)と述べ、「金代り通用之銀」(297ページ)といわれた明和5匁銀の意義を打ち出し、たんに金のみならず銭の代用貨幣でもあった点を明らかにされており、注目される。ついで、南鐮二朱銀の鑄造について述べ、幕府がこれを「二朱銀といわず、あえて二朱の歩判と称した」のは、じつは「これまでの一分判に類する二朱の歩判であって、小判に対する小額貨幣として流通せしめようとしていた」(以上314ページ)幕府当局の意図を推測させるに充分であったとされる。

(6) 第6章では、寛政12年の銀座改正が問題とされ、「寛政12年6月の銀座肅正及び7月の大黒長左衛門追放が、銀座人の悪事に出たものではなくて、銀座及び常是の上納滞銀にその理由があったこと、及びこの度の肅正が寛政改革の一環であったとすることに重点を置いたものであった」(321ページ)という。そして銀座の上納滞銀の実情について詳説している。このような時、銀座が近江商人の中井家から借銀をなし、急場を凌ぐ資金にしようとしていたことも注目している。

だが、幕府は、「従来通りの銀座では、外に対しては大借が嵩み、ひいては上納の延滞を来とし、御用も勤めがたい状況にあることを認めていた。故に銀座の組織を根本的に改正することに重点を置いた」(342ページ)のであった。

銀座の改正により、銀座の座人の数は激減して、新規の座人はわずか15人となり、大黒長左衛門家は断絶・追放となった。さらに、近世銀座史において画期的な、銀座の蠣殻町への移転も見られた。そして改正後の銀座役員には手当・役料が与えられ、銀見役以下には給銀が支給され、新たに登場した大黒作右衛門は吹賃・掛糺料・包料収入をもって銀座を経営せねばならなくなった。すなわち、

改正後の銀座は、「公儀の銀座役所」(369ページ)となり、銀座の利潤の主要な源泉ともなっていた自家営業方式は打ち切れ、「銀貨の铸造は、もはや銀座人に認められた特許事業ではなかった。御用達町人としての銀座は、寛政12年の肅正で終りを告げていて、その後はただ銀座という名目だけが許されたに過ぎなかった」(同ページ)わけである。このような改正により、「かつての銀座に与えられていた分一銀の消滅したのも、注目すべき要点であった」(384ページ)と述べ、この分は「銀座余銀」と称して、銀座掛りの管理の下に積み立てられ、これを銀座役員の手当・給料や、小役人以下に対する給銀の支払、ならびに役所諸入用にあてられた。そしてさらに生じた余分は諸国の灰吹銀を買い上げる資金に使われたのであった。

(7) 第7章では、はじめに文政の改鑄を取りあげ、これは幕府当局による「出目の収得のみが目的であって、通貨政策ともいうべき一定の計画性がなかった。この点は、元文期の改鑄に対してはもとより、後にみるごとき天保の改鑄と比較しても、その無計画振りが目立っている。即ち、江戸城の大奥につながる將軍の私生活費を捻出するため、出目のあるところ、金と銀とにかかわりなく、あさり尽したのであった」(389ページ)とその性格をとらえている。ついで、改鑄の経過・新旧両貨の引替えについても詳しく取り扱い、さらに年平均4、50万両に達する改鑄益金が幕府財政の収支を均衡させた点にも触れている。

つぎに、天保期の改鑄の性格、改鑄の経過、巨額の改鑄益金(年間85万両)などについても述べ、さらに天保14年8月17日、改鑄金銀の吹止めがなされたという重要な事実をはじめて明らかにしている。そして、吹止めの意図するところは、「金銀改鑄のごときは、財政手段としては一時的であり、少しも幕府の財政的基礎を強固ならしめるものではなかった。のみならず、他方、悪幣の発行→物価の騰貴→町人の奢侈というごとき、そもそも天保改革の趣旨と相反する弊害を招来せずには措かなかった。それがこの度、水野忠邦によって金銀の吹方停止が命ぜられた理由であったと考えられる」(413ページ)という鋭い指摘が加えられている。このような通貨政策の大転換に先立って断行された御用金令の公布(天保14年7月6日)、吹止令直後の江戸・大坂十里四方の上知令(同年8月18日)にも注意をむけている。

最後に、安政の開港にともなう新しい通貨問題を取りあげている。この場合、幕府当局の主張は、外圧により、「目方対目方で通用する世界貨幣の然るべきを主張するハリスの弁論によって打ち破られて、日本がこれまで主張してきた双替方式から、量目替方式への転換を約束せざるを得なかった。日本幣制の混乱が、ここに始まったと思われる」(435ページ)事態が発生したことを問題としている。結局、当局(下田奉行)はハリスの主張に屈服し、量目替方式への譲歩を余儀なくされたのであった。

当時、欧米では、再鑄造費用が金銀吹立高の1%であったのに対して、日本側では25%を要すると主張するなど(事實は天保期で1.6%ないし2.5%)、不手際もあり、ハリスをして、「日本の造幣局が一種の恩給施設 a sort of pension establishment である」(439ページ)と判断されるような結果を招いたのであった。

その後、安政4年に「下田条約」が締結され、ついで翌5年1月には、「日米修好通商条約」が調印された。通商条約の第5条では、さきの下田条約の第3条にある通貨交換の原則をさらに徹底させ

た貨幣条項がふくまれており、同種同量方式によって、内外貨の交換に応ずることを認めるに至ったものとする。

これは「1カ年という期限につき」ではあったけれども、「日本にとっては地金であるということ以外に何らの特質をもたぬ弗銀が、単に目方対目方で、日本の定位貨幣である天保一分銀と交換せられることとなった」のは、「当時の日本の半植民地的・従属的地位の反映であったとするより外には、解しようのない条項」であり、まさに「近世日本の幣制を根本から混乱せしめる結果となった」（以上、442ページ）とその歴史的意義を問題とする。

安政6年8月から、新一分銀（洋銀一分）が鑄造され、開港場における内外貨の交換は改善されたが、「外国人による一分銀入手が容易になると、かれらは、いまや洋銀→一分銀→小判・一分判という経路を以てする金貨の「輸出に狂奔」（452ページ）するといった事態が発生し、金銀比価の関係から、巨額の金貨が海外に流出した事情を説いている。

慶応2年の「改税約書」の第6条では、英・仏・米・蘭の4か国に対し、英国側（大使はパークス）の意図していた自由造幣局の設立を約束し、「日本通用の貨幣を不足なき様にし、交易を便利にせん事を欲するにより、日本金銀吹立所を盛大にせん事 (to' enlarge the Japanese Mint) を既に決せり」（464ページ）と規定したのであった。この条項の設定により、金座や銀座は本来の性格を失うことになり、その廃絶を意味したのであったが、その自由造幣局の発足は、明治まで持ち越されるに至った点を明らかにしている。

三

以上、新しい史実の紹介や、創見にとむ議論の展開や、丹念な実証的研究の成果など、本書にあふれている多彩な研究の筋みちを理解するための手がかりを、筆者の見解にそくして得ようとしてきた。

戦後、近世日本貨幣史の分野で、多くの業績をだされた東京大学の伊東多三郎教授が、どちらかといえば、貨幣流通史の面に重点をおいて考えてこられたのに対し、筆者の場合は、全体として、貨幣ことに銀貨の鑄造・発行の事情を中心に分析を進められている点が目につく。もちろん、貨幣の改鑄と幕政との関連、銀座の経営史に関する多くの問題、両替屋を軸としてなされた新旧両貨の引替状況などにも、多くの注目すべき見解が示されているが、本論文を通読して、とくに印象的なことは、銀貨の鑄造史への筆者の深い沈潜の姿だといえるだろう。

本論文はかなり難解の書—ということは本書の価値を高めこそすれ、決して減ずるものとは考えていない—であり、以上の紹介も、必ずしも要点を抑えていないかも知れない。

本論文における問題の設定の方法に関することなどであるが、現在、多くの人びとによってなされている商品流通史の研究と、本論文に展開された銀貨の鑄造・発行史の研究とを結ぶ線をもっと意識的に取り出し、その方向づけが必要であったのではないかと思う。これは望蜀のたぐいに属することになろうが、その難しさを感じながらも、重要だと考えるからである。

新旧両貨の引替を担当した大阪十人両替を軸とする「十五軒組合」に関して、筆者は「幕府は、古金銀のうち、とくに銀引替の不振に鑑み、文政7年2月14日、大坂において新たに鴻池善右衛門らの両替屋15軒を召出し、強制的に引替取扱所を命じた。ついで同年3月、古金銀の通用は、8年2月

迄とする旨を布告すると共に、この年閏8月、古金銀引替に付諸入用として、金は500両、銀は10貫目以上を差出す者に対し、里数1里につき金百両に付銀5分宛、銀1貫目に付銀3分宛を与えることとした。この場合、銀引替に諸入用を多く与えることにしたのは、「銀は引替上下夥しく費用も掛り候事故、只々引替ひまどり、速に参り不申」という理由によるものであった(393~4ページ)と述べている。これは「三貨図彙」の記述を基本としたもので、金銀引替えにともなう諸入用銀の支給のパーセンテージは幕令を典拠としたものにほかならない(高柳・石井両氏「御触書天保集成」下、598ページを見ると、それを裏付ける幕令がある)。

ところが、実際に新旧両貨の引替えの結節点となった15軒組合では、丁銀・小玉銀のときには、「諸入用百目ニ付四分(0.4%)被下銀」があり、二朱判(銀)の場合には、「諸入用両両(銀60匁)ニ付三分宛(0.5%)被下銀」が交付されたものであった(鴻池家文書「金銀引替御用之元帳」=文政8年、による)。このように、幕府の法令に見られる入用銀(手当額)と組合の受け取った入用銀のパーセンテージとの間には喰いちがいが生じている。それはどのように理解すればよいのであろうか。また、両替屋15軒が強制的に金銀引替取扱所の業務を命ぜられたものと、筆者は説いておられるが、大阪の代表的な両替屋が、新旧両貨の引替えを担当することによって、いわば「公儀の両替屋」としての格式をそなえ、とくに十人両替などは、「御用両替」としての実質を明確なものとしたのではあるまいか。こうした点にも疑問が残らざるをえない。

それはともかくとして本書の出現により、「史家のいわゆる泥沼」(序1ページ)とされていたこの分野に、飛躍の土台が築かれたことをよろこぶものである。

近世商業史の研究は、貨幣流通の実態の究明が重要であるにもかかわらず、現状ではこの部門の研究は甚だしくおこなわれている。また幕府の通貨政策の研究も、その権力の性格を理解するため必要であるにもかかわらず、わずかに概括的な沿革史の知識程度を出ていず、そのため不正確な知識や誤った理解にもとづいて、流通経済史の研究が行なわれている場合が少なくない。この時にあたり筆者の本論文は、正に近世史学の長年の待望に応えたものであり、十数年来近世貨幣史の研究をつづけて来た著者が既発表の論文を整理補正し、それにもとづいて銀座の歴史を精密に記述されたもので、かつて柴謙太郎、遠藤佐々喜の開拓した貨幣史の基礎的研究を量質共に大幅に前進せしめた労作といえる。慶長6年の創設から明治5年の廃止に至るまでの銀座の営業史を組織、経営にわたり、幕府の貨幣政策との関連において精密に記述され、従来知られていた「銀座年寄由緒書」「貨幣秘録」「五十職秘鑑」などの外に、「大黒常是御用留便覧」「銀座書留」「銀座掛御用留」(以上国会図書館)「末吉文書」(東大史料編纂所)「湯浅家文書」(神戸大学図書館)「長谷川文書」(東京遠藤春雄氏)「諸国灰吹銀寄」(特許庁)など多数の根本史料を発掘して活用、前人未踏の境地を開かれたものといってよい。これらの根本史料の内容は難解なる特殊用語と数量的記事が多く、その上貨幣そのものが複雑で、また鑄造技術と工程が難解であるから、それを正しく理解し、数量的に正確に実証することは容易ではない。しかるに筆者は丹念に追求して、この基礎作業をみごとになしとげている。近年における斯学の一大収穫といっても過言ではあるまい。審査の結論として本論文が経済学博士の学位を授与するに十分な価値をもつものであることを判定する。